

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。 ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特 例 猶 予 の 要 件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）
が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。
対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも
含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行か
ら2か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、

譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条



猶予の申請方法は裏面へ

令和2年4月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝除く。)

電話番号はこちら

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax を利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
（注）法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

総務省 : https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html



整理番号

収受印

納税の猶予申請書

特

税務署長殿

☐ 国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()	申請年月日	令和 年 月 日
	氏名称	印	通信日付印	
	法人番号		申請書番号	
			処理年月日	
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税 円 附帯税 円 備考
			・	
			・	
			・	
			・	
	合計		①	②
猶予期間	納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日まで 月間			

2 猶予額の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

（注）会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月		
	月	月	月	月	月	月
収入	売上					
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦
支出	仕入					
	販売費/一般管理費					
	借入金返済					
	生活費(※)					
	小計	⑨	⑩	⑪		

収入減少率
 $1 - (③ \div ⑥)$
 $1 - (④ \div ⑦)$
 $1 - (⑤ \div ⑧)$
のうち最大のものを記載
%

支出平均額
 $(⑨ + ⑩ + ⑪) \div \text{記入月数}$
⑫ 円

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士署名押印	印	電話番号	
		☐	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6 (6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =	納付可能金額(⑮)	円
(マイナスの場合は0)		

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付すべき国税	-	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
円		円		円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

☐ この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。
猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、申請先の税務署(徴収担当)にお気軽にお問い合わせください。